

## ○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日            (平成23年8月30日 一部改正)  <u>(平成29年3月31日 一部改正)</u></p> <p>文 部 科 学 省            農 林 水 産 省            国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度</p> <p>3-1. 認定の手續等            (略)</p> <p>○歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、<b>特定非営利活動法人</b>、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。</p>	<p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日            (平成23年8月30日 一部改正)</p> <p>文 部 科 学 省            農 林 水 産 省            国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度</p> <p>3-1. 認定の手續等            (略)</p> <p>○歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村において文化財保護行政を担う教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、<b>NPO</b>、文化財所有者等多様な主体が加わった協議の場（歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）等）で検討がなされるなど、十分な検討が行われ、関係者や地域住民の理解を得ていること。</p>

(略)

① (略)

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、**特定非営利活動法人**、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

(略)

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

(略)

(1)認定申請に必要な書類

(略)

1)歴史的風致維持向上計画認定申請書(様式第1)

2)歴史的風致維持向上計画(様式自由)

イ 紙媒体:3通

(略)

ロ 電子媒体

文書ファイルは、**P D F形式等で提出**すること。

3)**認定計画の変更の認定申請に必要な**資料

認定計画の変更の認定申請に必要な書類は、以下のとおりである。

(略)

① (略)

②歴史的風致維持向上計画の作成

歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委員会、学識経験者、地域住民、**N P O**、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

(略)

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

(略)

(1)認定申請に必要な書類

(略)

1)歴史的風致維持向上計画認定申請書(様式第1)

2)歴史的風致維持向上計画(様式自由)

イ 紙媒体:3通

(略)

ロ 電子媒体**(CD-R):3セット**

文書ファイルは、**拡張子が .doc , .jtd , .pdf のいずれかの形式と**すること。

3)**添付**資料

**また、**認定計画の変更の認定申請に必要な書類は、以下のとおりである。

(略)

(2)書類の書式について

○位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、ふりがな等を除き、12ポイント程度の見やすいフォントを使用すること。

(略)

○歴史的風致維持向上計画の名称は、原則として、認定申請を行う市町村の名称と「歴史的風致維持向上計画」を併せた記載とすること。

(例)〇〇市歴史的風致維持向上計画

(3)歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について

歴史的風致維持向上計画の構成については、別添1「歴史的風致維持向上計画の構成例」を参考にすることが望ましく、また、歴史的風致維持向上計画の記載に当たっては、以下の通りとすることが望ましい。

○年号を用いる際は、和暦と西暦を併記すること。

○常用漢字以外を用いる場合や、地域独自の固有名詞等にはふりがなを付すこと。

1)当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針(法第5条第2項第1号)

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環

(略)

(2)書類の書式について

○位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、12ポイント程度の見やすいフォントを使用すること。

(略)

○歴史的風致維持向上計画の名称は、原則として、認定申請を行う市町村の名称に「歴史的風致維持向上計画」と記載すること。

(例)〇〇市歴史的風致維持向上計画

(3)歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について

1)当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針(法第5条第2項第1号)

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環

境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

○当該市町村の地形や地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用や人口動態、交通機関の整備、産業などの社会的環境、歴史や関わりのある人物などの歴史的環境、位置などの当該市町村の概要

(略)

○当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画、歴史文化基本構想、国指定文化財の保存活用（管理）計画、農業振興地域整備計画等の状況及びそれらの計画との関連性

(略)

## 2)重点区域の位置及び区域(法第5条第2項第2号)

(略)

市町村による都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、古都保存法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、文化財保護法や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われている、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

(略)

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる（法第5条第9項）ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

(略)

境、をそれぞれ記載すること。

○当該市町村の歴史や地形、地質、水質、気象などの自然的環境、土地利用、交通機関の整備等の社会的環境等、当該市町村の概要

(略)

○当該市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、景観計画等の状況及びそれらの計画との関連性

(略)

## 2)重点区域の位置及び区域(法第5条第2項第2号)

(略)

市町村による都市計画法に基づく歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法に基づく景観計画の策定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、古都保存法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）や独自条例に基づく土地利用規制の取組が行われている、あるいは行うことについて、具体的な規制内容を含めて歴史的風致維持向上計画に記載し、その旨を図等で明示すること。

(略)

また、以下の場合については、主務大臣が関係行政機関の長と協議を行うこととなる（法第5条第9項）ので、必要に応じて、以下の事項について記載すること。

(略)

○「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。）第4条の規定に基づき、各都道府県が指定した地域産業資源で、かつ、経済産業大臣により近代化産業遺産として認定された物件等が、当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関連があり、かつ、重点区域に存する場合、該当の地域産業資源について記載すること。

○「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。）第4条の規定に基づき、各都道府県からの申請がなされ、経済産業大臣から認定された「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）」に位置づけられた地域資源で、かつ、経済産業大臣により近代化産業遺産として認定された物件等が、当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関連があり、かつ、重点区域に存する場合、中小企業地域資源活用促進法第2条に規定された中小企業者への地域資源活用事業支援に当たって、当該都道府県の基本構想に記載された基本方針等との整合を確認できるよう、該当の地域資源及び支援内容について記載すること。

3)次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項  
（略）

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を伴う可能性のある場合には、「(b)重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号イ、ロ及びハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、「(a)市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

3)次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. 文化財の保存又は活用に関する事項  
（略）

具体的な記載事項を例示すれば、次のとおりである。なお、指定文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を伴う可能性のある場合には、「(b)重点区域に関する事項」の「文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画」において、あらかじめ、文化庁長官等の許可を受ける旨を記載するとともに、現状変更等の内容及び期間等については、文化財ごとに記載すべきである。さらに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成20年政令第337号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号イ、ロに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、「(a)市町村全体に関する事項」において、その旨を記載することが望ましい。

(略)

(a)市町村全体に関する事項

(略)

○文化財の保存・活用に関わっている住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b)重点区域に関する事項

(略)

○文化財の保存・活用に関わる住民、特定非営利活動法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号ニに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c)政令第6条第1項第1号ニの規定により記載する事項

(略)

ロ. (略)

3)～7) (略)

④～⑤ (略)

(略)

(a)市町村全体に関する事項

(略)

○文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

(b)重点区域に関する事項

(略)

○文化財の保存・活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

なお、認定計画に記載された事業又は措置の進展等により、上記の計画が新たに事業として具体化する場合等には、法第7条第1項の規定による認定計画の変更が必要となる。

町村において、政令第6条第1項第1号ハに規定する現状変更等の事務を町村の教育委員会が行うことを想定している場合には、次のとおり事務の実施に関する事項を記載する。

(c)政令第6条第1項第1号ハの規定により記載する事項

(略)

ロ. (略)

3)～7) (略)

④～⑤ (略)

⑤-2 軽微な変更

(略)

なお、軽微な変更を行った場合は、変更の内容、変更の内容が適用された日について、様式第3により届出を行うことが望ましい。

⑤-3 (略)

⑥ 次期歴史的風致維持向上計画の認定

現行の認定計画が終了した後、引き続き歴史的風致の維持及び向上に取り組む場合には、次期歴史的風致維持向上計画（以下、「次期計画」という。）を作成した上で、改めて③の手続きにより、認定申請を行うことが可能である。

次期計画についても、認定基準を全て満たす必要があり、⑧（２）を踏まえ、現行の認定計画における取組の進捗状況や終了時点での歴史的風致の状況などを評価し、次期計画作成の必要性を明確化すべきである。

認定計画の終了時期が近づいている市町村で、引き続き歴史的風致の維持及び向上に取り組む場合は、早めに相談すること。

⑦ (略)

⑧ (略)

(1) (略)

(2) 進捗管理・評価の実施

(略)

また、その結果、認定計画に記載された方針の達成状況や事業等の実施状況等を踏まえ、速やかに認定計画の変更等を検討することが望ましい。

⑤-2 軽微な変更

(略)

なお、軽微な変更を行った場合であっても、変更の内容、変更の内容が適用された日について、別添の様式第3により届出を行うことが望ましい。

⑤-3 (略)

(新設)

⑥ (略)

⑦ (略)

(1) (略)

(2) 進捗管理・評価の実施

(略)

また、その結果、認定計画に記載された方針の達成状況や事業等の実施状況等を踏まえ、速やかに認定計画の変更を検討することが望ましい。

### 3-2. 認定基準

(略)

#### ① (略)

②第2号基準[当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること]

基本方針第6章1.において、第2号基準については、

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観計画等景観法に基づく規制措置や、高度地区等都市計画法に基づく規制措置、屋外広告物条例等屋外広告物法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、景観計画は景観行政団体が都市、農村等における良好な景観の形成を促進するため定める（景観法第1条、第8条）ものであり、地方公共団体においては、歴史的風致の維持及び向上を図るため景観計画の策定等に努めなければならないものとされていること（法第3条）を踏まえ、最初の認定計画終了後、次期計画の認定を受けようとする場合には、原則として、当該認定までに景観計画を策定すべきである。

具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

(略)

### 3-2. 認定基準

(略)

#### ① (略)

②第2号基準[当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること]

基本方針第6章1.において、第2号基準については、

○地域の歴史的風致の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置、事業が盛り込まれていること。

○それらが歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであることが合理的に説明されていること。

をもって判断することとされている。計画期間内において実施すべき措置として、基本方針第5章に記載されているとおり、重点区域において、景観計画等景観法に基づく規制措置や、高度地区等都市計画法に基づく規制措置が既に行われている、あるいはこのような措置を行うことについて歴史的風致維持向上計画に位置付けることが重要である。

なお、具体的な規制内容については、維持及び向上すべき歴史的風致の態様を踏まえて市町村が自主的に決定すべきものであるが、その措置が歴史的風致の維持及び向上に寄与する合理的な説明が必要である。

(略)



③ (略)

4. (略)

5. 認定と連携した支援措置等

5-1. 法に定める特別の措置

①～② (略)

③文化財保護法の事務の特例

(1)趣旨

(2)留意点

(略)

同項第1号イ、ロ及びハに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務を町村の教育委員会が処理するに当たっては、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」(平成12年4月28日文部大臣裁定)を準用することが望ましい。

(略)

④～⑨ (略)

5-2. 認定と連携した支援措置の特例

国の支援措置のうち、計画の認定を要件として、支援の対象となる措置、支援項目が拡大する措置、支援要件が緩和される措置は以下のとおりであり、計画に当該支援措置を活用する取組を記載し、かつ、各支援措置において定める要件等を満たす必要がある。

③ (略)

4. (略)

5. 認定と連携した支援措置等

5-1. 法に定める特別の措置

①～② (略)

③文化財保護法の事務の特例

(1)趣旨

(2)留意点

(略)

同項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務を町村の教育委員会が処理するに当たっては、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」(平成12年4月28日文部大臣裁定)を準用することが望ましい。

(略)

④～⑨ (略)

5-2. 認定と連携した支援措置の特例

国の支援措置のうち、計画の認定を要件として、支援の対象となる措置、支援項目が拡大する措置、支援要件が緩和される措置は以下のとおりであり、計画に当該支援措置を活用する取組を記載し、かつ、各支援措置において定める要件等を満たす必要がある。

①農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）

国の登録文化財、認定計画に位置付けられた施設等、文化財として価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の補修等を実施するものである。

②社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）

（略）

③～④ （略）

⑤社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）

都市・地域交通戦略推進事業を実施する整備地区に、認定計画に基づく重点区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して、区域外で整備される施設を含む。）を追加し、支援するものである。

⑥ （略）

⑦民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を本事業の対象区域の一つとするものである。

⑧集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

歴史的風致形成建造物及び景観重要建造物の保全活用等を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を本事業の対象区域の一つとするものである。

（新設）

①社会資本整備総合交付金（都市公園事業）

（略）

②～③ （略）

④社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業）

都市交通システム整備事業を実施する整備地区に、認定計画に基づく重点区域（区域内で整備される施設等と密接に関連して、区域外で整備される施設を含む。）を追加するものである。

⑤ （略）

⑥まちづくり計画策定担い手支援事業

地権者組織等による地区計画等の都市計画の提案素案の作成を支援するもので、認定計画に基づく重点区域を本事業の対象区域の一つとするものである。

（新設）

⑨歴史的風致活用国際観光支援事業

広域観光周遊ルート形成計画において広域観光周遊ルートを形成する認定市町村を対象とし、訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援するものである。

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用できる国の支援措置は以下のとおりである。

(削除)

①日本遺産魅力発信推進事業

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで語る「日本遺産」の申請については、認定計画の策定についても要件の一つになるとともに、日本遺産認定後は、認定自治体からの申請を踏まえ、情報発信・人材育成、普及啓発、公開活用のための整備に対して支援を行うものである。

②文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）

地域の無形の民俗文化財等に関して、用具の修理や後継者養成により確実に次世代に継承するための基盤を整備する取組や、地域の文化遺産の総合的な情報発信等を行う取組を支援するものである。

③文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援事業）

地域の文化財を幅広く把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための、歴史文化基本構想の策定及び改訂を行う調査研究や体制整備等を支援するものである。

(新設)

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、計画の認定により、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用できる国の支援措置は以下のとおりである。

①地域自主戦略交付金（地域用水環境整備事業）

(新設)

(新設)

(新設)

④農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）  
（略）

⑤社会資本整備総合交付金（道路事業）

歴史的環境を保全しつつ、面的、体系的な街路整備とともに、認定計画に基づく重点区域などで無電柱化を実施するものである。

⑥社会資本整備総合交付金（統合河川環境整備事業）

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、（１）汚濁の著しい河川の水質改善、（２）魚類の遡上・降下環境の改善、（３）自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、（４）河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行うものである。

⑦社会資本整備総合交付金（新世代下水道支援事業制度）  
（略）

⑧広域観光周遊ルート形成促進事業

広域観光周遊ルート形成促進事業の実施主体（申請者）である地域の協議会において策定し認定を受けた広域観光周遊ルート形成計画に基づき実施する、訪日外国人旅行者の地方誘客を目的とした地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実、ターゲット市場へのプロモーション等、外国人旅行者の周遊促進の取組を支援するものである。

②地域自主戦略交付金（集落基盤整備事業）  
（略）

③社会資本整備総合交付金（道路事業）

歴史的環境を保全しつつ、面的、体系的な街路整備を実施するものである。

④社会資本整備総合交付金（総合河川環境整備事業）

良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図りながら汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図るための必要な整備を実施するものである。

⑤新世代下水道支援事業制度  
（略）

（新設）

### ⑨まちづくりファンド支援事業

地域の資金を活用することにより、一定のエリアの価値向上に資するリノベーション等の民間によるまちづくり事業を支援するまちづくりファンドに対し、民間都市開発推進機構が出資等により支援するものである。

## 6. 歴史的風致維持向上協議会

### 6-1. (略)

### 6-2. 構成員

協議会は、下記に掲げる者をもって組織されることになる。

- 当該市町村
- 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を行う者
- 歴史的風致維持向上支援法人
- 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

このうち、「当該市町村」とは、当該市町村長のみを指すものではなく、教育委員会も含め担当部局の職員が複数協議会の委員になることが想定される。同様に、「都道府県」については、都道府県の関係部局及び教育委員会の職員が委員となることが想定される。また、「その他の市町村が必要と認める者」とは、例えば、町内会や伝統行事の保存団体などの任意の住民活動団体や、当該地域の歴史に関するボランティア団体、さらには関係分野との連携を図る観点から、まちづくり関連団体や建築、不動産、造園等の専門家等が考えられる。

(略)

### (新設)

## 6. 歴史的風致維持向上協議会

### 6-1. (略)

### 6-2. 構成員

協議会は、下記に掲げる者をもって組織されることになる。

- 当該市町村
- 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備及び管理を行う者
- 歴史的風致維持向上支援法人
- 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者

このうち、「当該市町村」とは、当該市町村長のみを指すものではなく、教育委員会も含め担当部局の職員が複数協議会の委員になることが想定される。同様に、「都道府県」については、都道府県の関係部局及び教育委員会の職員が委員となることが想定される。また、「その他の市町村が必要と認める者」とは、例えば、町内会や伝統行事の保存団体などの任意の住民活動団体や、当該地域の歴史に関するボランティア団体等が考えられる。

(略)

6-3. (略)

7. (略)

様式第1～第3 (略)

別添1

歴史的風致維持向上計画の構成例

計画名

「〇〇〇歴史的風致維持向上計画」

※〇〇〇には市町村名を記載

※必要に応じて、副題を付すことも可能

はじめに

序章

1. 計画策定の背景と目的

2. 計画期間

3. 計画の策定体制

4. 計画策定(変更)の経緯

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置 (2) 地形・地質・水質 (3) 気象

6-3. (略)

7. (略)

様式第1～第3 (略)

(新設)

## 2. 社会的環境

(1) 土地利用 (2) 人口動態 (3) 交通機関 (4) 産業

## 3. 歴史的環境

(1) 歴史 (2) 関わりのある人物

## 4. 文化財等の分布状況

(1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定文化財 (3) 市町村指定文化財

(4) 主な未指定文化財 (5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

## 第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

※前段として、歴史的風致の説明や全体像を記載してもよい。

### 1. ○○にみる歴史的風致

### 2. ○○にみる歴史的風致

：

## 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

※前段として、これまでの取組を記載してもよい。

### 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

### 2. 既存計画（上位・関連計画）※作成しているものを記載

(1) 総合計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 景観計画

(4) 歴史文化基本構想 (5) 国指定文化財の保存活用（管理）計画

(6) 農業振興地域整備計画

### 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

(教育委員会等文化財部局とまちづくり部局の連携体制)

## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布 (2) 重点区域の位置 (3) 重点区域の区域

(4) 重点区域の名称、面積

## 2. 重点区域の指定の効果

## 3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

※なお、下記の施策が重点区域と重複している場合には、図等で明示すること。

(1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例

(5) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (6) 農業振興地域整備計画

(6) 国立公園/国定公園 (7) 都道府県指定の地域産業資源

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針 (2) 文化財の修理(整備)に関する方針

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針 (4) 文化財の

周辺環境の保全に関する方針 (5) 文化財の防災に関する方針 (6) 文化財の保

存及び活用の普及・啓発に関する方針 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

(8) 教育委員会の体制と今後の方針 (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の

方針

### 2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画 (2) 文化財の修理(整備)

に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具

体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の

防災に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具

体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 (8) 各種団体の状況

及び今後の体制整備の具体的な計画

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

### 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針



## 2. 事業 ※ソフト事業を位置づけることも可

○全体 : 全事業の位置図

○各シート :

- ・事業の名称
- ・事業主体
- ・事業手法（国の支援事業の名称等）
- ・事業期間
- ・事業の概要
- ・事業の位置図
- ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
- ・その他参考になるべき事項

## 第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 別添 2

#### 歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト

このチェックリストは、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）における「歴史的風致」の記載に際して、確認すべきポイントをチェックするための参考資料である。

### 1. 導入

□法第1条に規定する歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（以下「建造

（新設）

物等」という。)や法第1条に規定する歴史及び伝統を反映した人々の活動(以下「活動」という。)の概要が分かる。

□記載する建造物等や活動が地域固有のものであり、また、それらの特徴が分かる。

□上記を通じて、維持・向上すべき歴史的風致がイメージできる。

※歴史的風致という言葉は、5. で記載するため、「導入」においては使用しないことが望ましい。

## 2. 建造物等

□50年以上の歴史を有することが分かる。

(正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可。文化財指定を受けている必要はない。)

□建造物等の造りや特徴が分かる。

(多数の建造物で歴史的なまちなみを形成している場合は、そのまちなみの概要として、代表的又は典型的な建造物の年代や造り、特徴などを記載する。)

## 3. 活動(2. より先に記載することや、2. と併せて記載することも可)

□50年以上の歴史があることが分かる。

(正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可)

□目に見える活動など、外から見える活動や雰囲気を感じられる活動であることが望ましい。

□行政のみで行っている内容だけでなく、地域住民の活動がある。(文化財指定を受けている必要はない。なお、例えば行政が行っている教育や調査を記載する場合は、地域住民との連携が継続していることを記載する必要がある。)

□変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が分かる。

□10年程度の断絶がある場合(10年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長

期間ごとに定期的に実施されるものを除く。）、再開した活動が、歴史や伝統を反映していることが分かる。

※50年未満の活動であっても、歴史的風致を補完する内容として、計画に記載することはできる。

#### 4. 良好な市街地の環境（3. とあわせて記載することも可）

□原則、建造物等と活動が一体となっていることが、屋外で感じられる。（写真や図等を用いることが効果的）

※伝統産業など、その良好さが外から感じにくいものについては、祭礼等の活動の中で用いられるといった整理も考えられる。

#### 5. まとめ

□歴史的風致としてまとめられた市街地の環境（複数ある場合は、そのまとめ）が良好だと感じられる。

□建造物等と活動の広がりを踏まえ、歴史的風致の範囲を表現出来ている。（図示することが効果的）

